

## 大津町中小企業人材育成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者に対し、その従業員等の人材育成を図ることを目的として、研修等の受講に係る経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、大津町補助金交付規則（昭和60年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 研修等 独立行政法人中小企業基盤整備機構が九州内に設置する中小企業大学校が町内で開催する研修及びこれに準ずる講習会をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助金の交付対象者は、町内に事業所又は事務所を有する中小企業者とする。

### (補助対象経費及び額)

第4条 補助対象経費は、研修等の受講料（交通費、宿泊料及び食事料を除く。）とする。

2 補助金の額は、次に定めるところによる。

- (1) 前項に定める経費(以下「補助金対象額」という。)の2分の1以内とする。その額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。
- (2) 補助金の限度額は、受講生1人当たり3万円とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業者(以下「申請者」という。)は、中小企業人材育成事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて研修予定日の10日前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 市町村税に滞納がないことを証する書類(納税証明書等)(ただし、本町に納入すべき税等がある場合で、補助対象者が納税情報の内部利用に同意するときは、添付を省略することができる。)
- (2) その他町長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、中小企業人材育成事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は補助

金の目的を達成するために必要があるときは、これに必要な条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第7条 申請者は、前条の通知を受けた事業の内容等を変更(中止又は廃止を含む。)しようとするときは、中小企業人材育成事業計画変更承認申請書(別記様式第3号。以下「変更承認申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る内容等が適当であると認めるときは、中小企業人材育成事業計画変更承認通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた中小企業者(以下「補助金受給者」という。)は、研修等が修了したときは、中小企業人材育成事業実績報告書(別記様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 修了証書の写し

(2) 中小企業人材育成事業補助金交付請求書(別記様式第6号)

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、研修等が修了した日から起算して30日が経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日とする。

(補助金交付の決定取消等)

第10条 町長は、補助金受給者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱の目的に違反したとき。

(2) 必要書類の提出を怠ったとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。

附 則

この要綱は、令和6年6月26日から施行する。